

愛媛県教育委員会 4 月定例会会議録

1 開会の日時及び場所

平成20年 4 月 9 日（水）午後 3 時30分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 委員定数

6 人

3 出席委員

委員長 井関和彦 委員 山口千穂 委員 和田和子

委員 松岡義勝 委員 伊藤剛吉 教育長 藤岡 澄

4 欠席委員

なし

5 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 菅原正夫

指導部長 丹下敬治

文化スポーツ部長 中川敬三

教育総務課長 高岡 亮

生涯学習課長 眞鍋幸一

義務教育課長 福本純一

高校教育課長 竹本公三

人権教育課長 宮崎 悟

特別支援教育課長 武智一郎

文化振興課長 荒本 司

文化財保護課長 濱田健介

保健スポーツ課長 大杉住子

国民体育大会準備室長 岡田清隆

6 会議の概要

(1) 開 会

委員長 午後 3 時30分開会を宣する。

(2) 教育長あいさつ及び新任者紹介

教育長 あいさつを行う。

副教育長外新任者 自己紹介を行う。

(3) 3 月臨時会及び定例会会議録の承認

委員長 3 月臨時会及び定例会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

(4) 教育長報告

委員長 報告を求める。

平成20年度の各課（室）における重点取組事項について

教育総務課長外各課（室）長 平成20年度の各課（室）における重点取組事項について報告する。

松岡委員 学校支援地域本部は、P T A に替わる役割を担うこととなるのか質問する。

生涯学習課長 学校支援地域本部は、従来のPTA活動と異なり、現在指摘されている地域教育力の低下や教員が子どもと向き合う時間が少ないことに対応するため、地域本部に学校と地域住民との調整役のコーディネーターを配置し、学校の要請に応じて地域住民が学習活動や部活動などの教育活動を支援するなど、学校を地域ぐるみで支援する体制づくりの役割を担う旨説明する。

山口委員 ヤングボランティア支援事業について、高校生の奉仕の精神などボランティア精神を養うため、ヤングボランティアセンターの活動を全県下の学校に広め、すべての高校生がボランティア活動に参加してもらいたい旨意見を述べる。

生涯学習課長 ヤングボランティアセンターには、昨年度末現在、新居浜市から八幡浜市までの17校に在学する高校生113名がボランティアスタッフとして登録されていて、松山近郊のスタッフがセンターに集まり、メールやヤングボランティアセンターのホームページを開設するなどして周辺のスタッフと情報交換を行っている旨、昨年度は、2月から3月にかけて、スタッフ以外の高校生も参加したヤングボランティア交流会を開催し、高校生のボランティア活動の報告や今後の活動等について検討したほか、新居浜市と八幡浜市において、それぞれ東予・南予スタッフ会議を開催した旨、及び今年度は、JR四国の駅の清掃を全県下の高校生に呼びかけて実施する計画をスタッフの間で検討している旨説明する。

和田委員 放課後子ども教室推進事業について、児童クラブなどで放課後を過ごす子どもが年々増加していることから、子どもたちは、本当に放課後に過ごす場所を必要としているので、施設整備の充実を図りながらこの事業に取り組んでももらいたい旨意見を述べる。

新学習指導要領について

義務教育課長 平成20年3月28日に文部科学省から公示された幼稚園教育要領の全部を改正する告示、小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示について、概要を報告する。

委員長 文部科学省は、これまでも、いわゆる「ゆとり教育」という言葉を使わず、「確かな学力・豊かな心・健やかな体」と「自ら考え判断し行動できる力」とを合わせて「生きる力」と表現し、新学習指導要領において、この「生きる力」をはぐくむことの重要性とその具体的な手立てを説明しているにもかかわらず、一般の議論の中では「ゆとり教育」という言葉が使われ、授業時数が増加したことで「ゆとり教育」が見直されたと考える人が多く、一般の人には新学習指導要領の改訂が分かりにくいと考えるので、もっと一般の人に分かりやすい説明をすべき

である旨意見を述べる。

義務教育課長 文部科学省は、学習指導要領の改訂に際しては、ゆとりとか詰め込みといった議論ではなく、生きる力をはぐくむという学習指導要領の理念を実現するため、その具体的な手立てを確立する観点から改訂することとした旨、及び授業時数の増加は、これまでの手立てに課題があったことから、必要な時間を確保するためである旨説明しているとともに、学力の向上を図るには、基礎基本の徹底のほか、基礎基本を活用して自ら考え、表現し、判断するなどの力や主体的に学習に取り組む意欲を育成することが大切であることから、新学習指導要領では、今まで総合的な学習時間や選択教科の学習の中で身に付けさせようとしていたこれらのことを本来の教科の学習の中で身に付けさせることとし、教科の授業時数を小学校で350時間程度、中学校で400時間程度充実することとされた旨説明する。

確かな学力定着向上のための提言について

義務教育課長 平成19年9月の全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、愛媛大学と連携・協力して設置した確かな学力定着向上のための共同研究推進委員会からの確かな学力定着向上のための提言について、概要を報告する。

委員長 家庭でテレビやゲーム等に費やす時間が多くなると、家庭学習の時間が少なくなることは類推することができ、家庭学習の時間を確保するため宿題を多く与えるようになっているようであるが、保護者は、家庭で子どもが自ら学習に取り組む姿勢を身に付けさせるためにどのように子どもと接するか悩んでいるので、家庭の過ごし方等の事例の紹介や家庭で取り組むことを示唆するなど、保護者を支援する体制を整えることが必要と考える旨意見を述べる。

義務教育課長 今回の調査結果を踏まえ、家庭学習や生活習慣の確立の重要性について啓発する必要があると考えている旨、及び子どもたちが主体的に学習に取り組む意欲を促すため、学習意欲を刺激するような課題の与え方を検討するとともに、提言で示された必要とされる施策の5年間の行動計画を基に、学校、家庭、地域が一体となった総合的な施策を検討して、学力の定着向上に取り組みたい旨説明する。

和田委員 基本的な学習習慣や生活習慣の確立は、学力の定着向上のために重要と考えるので、このことについて教員が意識を統一して授業の進め方や家庭の学習方法を示し、それを実践すべきである旨、及び発展的な授業を受けた子どもは学力が高いとの調査結果が出ていることから、どのような授業をすれば発展的な学習が子どもたちに身に付くか分析し、研修等を通じて教員の資質能力の向上に努めてもらいたい旨意見を述べる。

義務教育課長 調査結果によると、従来から国語科で用いられてきた読解力という語の意味にとどまらず、実生活の様々な場面で直面する課題に対応するために、書かれた文章や資料から情報を正確に取り出し、その意味を理解し、利用・熟考する能力（PISA型読解力）や知識・技能を活用する力が全国と同様に本県も低いことから、教員の資質能力の向上を含め、どのような力を子どもたちに身に付けさせるべきか明確に示して学力の定着向上に取り組みたい旨説明する。

高等学校における道德教育の推進について

高校教育課長 高等学校における道德教育の推進を図るため作成した豊かな心をはぐくむ指導資料集について、概要及び今後の活用方法について報告する。

委員長 豊かな心をはぐくむ指導資料集は、ホームルーム活動を中心に活用するのか質問する。

高校教育課長 この資料集は、ホームルーム活動を中心に活用することになるが、学校における差別問題などの授業の中で活用されることも期待している旨説明する。

和田委員 この資料集は、ある程度まとまった価値内容をもつ人生論や論説の作品等が収集されているので、若い高校生がこの資料集を読むことにより、何か感じ自らの生き方等について見いだしてもらいたい旨意見を述べる。

委員長 道德教育には様々な意見があるが、この資料集を活用して道德教育を推進することに対する意見の有無について質問する。

高校教育課長 高校生は、感受性が強い世代であることから、この資料を活用して高校生が自ら考えながら道德性を育成することに異論は生じていない旨、及び高校における道德教育の人間としての在り方・生き方については、日ごろの生徒と教員の接し方等からも考えさせていきたい旨説明する。

県陸協における領収書問題の調査結果について

国民体育大会準備室長 平成18年度分の競技力向上対策事業費補助金の検査において、県体育協会から指示された経費支出証拠書類を整えるため、愛媛陸上競技協会の理事長を務める県立学校教員が、指導する陸上部の生徒に領収書の一部を代筆させた問題について、事実関係を確認した結果、領収書に記載された本人全員から経費の受け取りを確認できたことから、領収書の作成過程に問題はあるものの、補助金の認定には支障がないと判断できる旨の調査の結果を報告するとともに、生徒に領収書の一部を代筆させた教員については、文書訓告の処分とされた旨報告する。

和田委員 生徒に領収書の一部を代筆させた教員を文書訓告処分とし

た理由を質問する。

副教育長 今回の事案は、横領目的ではなく、実際に経費を受け取った参加者に代わり領収書を作成したもので、悪質ではないと判断している旨、しかしながら、生徒に領収書の一部を代筆させたことは生徒の教育をつかさどる教員たるにふさわしくない行為であることから、過去の事例を勘案し、検討した結果、文書訓告処分とした旨、及び今回の件に関して、生徒に精神的な影響等も見られず、保護者からは自粛している部活動の指導に早く復帰できるよう配慮を願いたいという意見もあると学校から聞いている旨説明する。

委員長 議案第33号愛媛県障害児就学指導委員会委員の任命又は委嘱については、人事案件であることから、審議を非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 非公開とする旨宣する。

(5) 議 事

議案審議

委員長 議案第33号を上程する。

○議案第33号 愛媛県障害児就学指導委員会委員の任命又は委嘱について

委員長 議案説明を求める。

特別支援教育課長 愛媛県障害児就学指導委員会委員である県職員の人事異動に伴い、その後任の委員を愛媛県障害児就学指導委員会設置規則第3条第2項の規定により任命又は委嘱する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(6) 閉 会

委員長 午後5時00分閉会を宣する。

以上会議のてん末を記録し、相違のないことを証するため署名する。